

2015年1月16日

茨城県議会議長
細谷 典幸 様

日本共産党茨城県議会議員団
県議会議員 山中たい子
県議会議員 江尻 加那
県議会議員 上野 高志

議会運営の改善に関する申し入れ

新議会が県民の負託にこたえて、県民要求を取り上げ、チェック機能を発揮するうえで、議会運営のいっそうの改善が求められます。県民の多様な意見が活発に議論され、県民に情報と問題点を明らかにしていくうえで、本会議の発言規制の撤廃はまったなしの課題です。

私どもは、これまでも議会運営の改善を提案してきました。新議長のもとで、新議会のスタートにあたり、あらためて下記事項について提案するものです。

記

1. 議会運営の改善について

- (1) 発言の自由は、言論の府としての議会の機能を発揮する最大の要素です。一般質問を年間40名に制限する、『議会運営についての申し合わせ事項』はあらためること。会期日数や会議時間を見直し、議員の質問権を保障すること。
- (2) 代表質問はすべての会派がおこなえるようにすること。
- (3) 1人会派を認めること。
- (4) 議会運営委員会はすべての会派で構成すること。
- (5) 議案質疑は一般質問と区別しておこなうこと。
- (6) 討論時間は十分保障し、知事提案、請願、意見書を分けておこなうこと。
- (7) 全国に例のない挙手表決を改め起立によりおこなうこと。
- (8) 委員長・副委員長は、委員会において互選すること。
- (9) 議案の配付は、議会招集告示と同時におこなうよう執行部に求めること。
- (10) 陳情書についても請願書と同様に扱い、審議すること。審議にあたっては、請願・陳情の代表者や紹介議員の意見を可能な限り聴取するよう努めること。

2. 公費支出について

- (1) 政務活動費は、会派の調査研究に資するための必要経費という用途基準を明確にし、いっそう透明性を高めること。「按分」によって政党や後援会活動、私的活動にも支出を認める「手引」は見直すこと。
- (2) 費用弁償は、定例会、または臨時会の支給について廃止すること。

3. 行政視察の抜本的見直しについて

- (1) 委員会における海外視察は、中止すること。
- (2) 県外視察については、「視察ありき」のやり方をあらため、目的、課題を明確にし、視察先について各委員会で合意した場合に限って実施すること。視察先での懇親会は中止すること。

4. 政治倫理の確立について

- (1) 県公共事業受注企業からの政治献金（政治資金パーティー券を含む）の禁止を実行すること。
- (2) 議員の兼業禁止規定を厳格に守ること。
- (3) 「資産公開条例」を抜本的に見直し、公開対象・範囲を広げ、審査機関・問責制度がともなう実効性のある「政治倫理条例」に改定すること。

5. 選挙区について

- (1) 選挙区は合区するなど改善をはかり、定数1及び2人区をなくすこと。
- (2) 1票の格差を少なくとも1対2未満になるよう是正すること。

6. その他

- (1) 聴覚の障害のために音声聞き取りづらい傍聴者向けに磁気誘導ループシステムを設置すること。
- (2) 傍聴席に「親子ルーム」を設置し、子ども連れでの傍聴を可能にすること。
- (3) 常任委員会傍聴については、傍聴席の拡充・改善をはかり、傍聴者に日程や審議項目などの資料を配付すること。
- (4) 予算特別委員会の傍聴席について、傍聴者から音声聞き取りづらいとの声が寄せられています。スピーカーを増設するなど改善すること。
- (5) インターネットによる中継を常任委員会にまで拡大し、オンデマンド視聴も可能にすること。
- (6) 常任委員会と執行部との飲食を伴う懇親会は中止すること。
- (7) 議員室は、土・日・祝日も必要なとき使用できるようにすること。

以 上